

生活扶助基準の削減例 (月額、単位は万円、カッコ内は削減額)

		7月まで	8月から	2015年度から
40代夫婦と小・中学生の子2人	都市	22.2	21.6(▼0.7)	20.2(▼2.0)
	町村	17.7	17.2(▼0.5)	16.2(▼1.5)
30代と20代の夫婦と4歳の子	都市	17.2	16.7(▼0.5)	15.6(▼1.6)
	町村	13.6	13.3(▼0.3)	12.8(▼0.8)
30代の母親と4歳の子	都市	15.0	14.7(▼0.3)	14.1(▼0.8)
	町村	12.0	11.9(▼0.1)	11.7(▼0.3)
70代以上の夫婦	都市	11.4	11.2(▼0.2)	10.9(▼0.6)
	町村	9.0	8.8(▼0.1)	8.8(▼0.2)
20~40歳の単身	都市	8.5	8.3(▼0.2)	7.8(▼0.7)
	町村	6.6	6.5(▼0.1)	6.3(▼0.3)

厚労省の試算から。生活扶助は母子加算などを含む。端数処理により削減額が一致しない場合があります。

戦後最大 生活保護費引き下げ



「生活保護基準引き下げにNO! 1万人審査請求を!」の記者会見で発言する全生連の安形会長(左端)ら=7月26日、厚労省

生存権奪うな

安倍内閣が決定し、8月から始まる生活保護基準の引き下げ。支給額からは「これ以上何を節約すればいいのかわからない」と強い怒りの声があがっています。貧困問題に取り組み支援団体の人たちは、行政に不服を申し立てる1万人規模の審査請求運動を呼びかけています。 坂本健吾記者

生活保護世帯の生活費を決める生活扶助基準。安倍政権による今回の段階的引き下げ幅は平均6.5%で、戦後最大です。過去の引き下げは2003年度の0.9%、04年度の0.2%を大幅に上回ります。6月、来年4月、15年4月の3段階で実施。

世帯によっては最大10%引き下げます。子育て世帯などへの影響はとりわけ深刻です。保護世帯全体の86%が引き下げられます。また、生活扶助基準の引き下げは、これを目安としていたほかの制度に連動する危険も。▼就学援助が利用できない▼最低賃金が上がらない▼住民税が課税される一などです。住民税が非課税から課税になると、医療、介護、保育などの負担増にもつながります。 7月26日、全国生活と健康を守る会連合会(全生連)や生活保護問題対策全国会

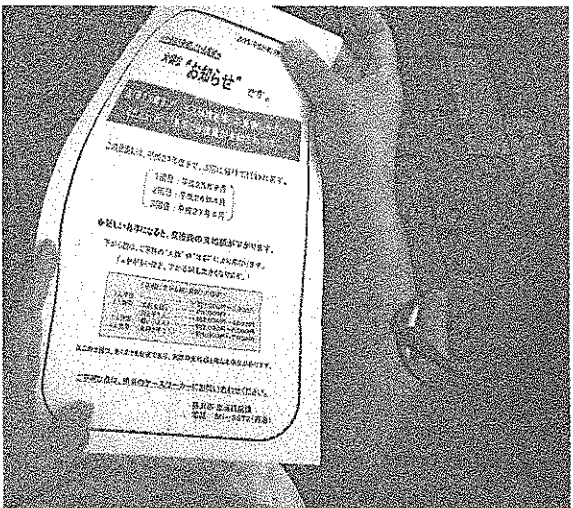
1万人規模の審査請求運動へ

議、反貧困ネットワークの代表らが記者会見し、生活保護基準引き下げに反対する、1万人規模の審査請求運動を呼びかけました。自治体が決めた生活保護費に不服がある場合、都道府県に対し、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。全国で運動を広げ、9月中旬をヤマ場として審査請求を行う方針です。 記者会見で、反貧困ネットワークの宇都宮健児弁護士(前日弁連会長)は、安倍政権が非正規雇用の是正や、年金と最低賃金の引き上げに背を向ける一方、生活保護基準を引き下げたことを批判。国民の生存権を明記した「憲法25条を具体化したものが生活保護法だ。その憲法25条を空洞化しようとしている。25条を裏切りに守っていくのが私たちの運動だ」と訴えました。 NPO法人自立生活サポートセンター・もやいの稲葉剛理事長は、安倍政権による医療、介護、年金切り下げの動きをあげ、「生活保護が最初のターゲット(標的)だ」と警鐘を鳴らしました。

国民との対話訴え

全生連会長 安形義弘さん
全生連では、審査請求を進めるためのチラシを3万5千枚つくりました。全国各地でいっせいに審査請求を出そうと呼びかけています。生活保護基準の引き下げは、全国215万人の生活保護利用者全体の問題であると同時に、国民全体の暮らしの切り下げにかかわります。 今回の審査請求運動は、生活保護の利用者が「泣き寝入りはしない」と声をあげ、憲法25条の生存権が保障する人間らしい暮らしとは何なのか、全会員が国民と対話する運動として進めたい。 何としても、基準引き下げと、国民の申請権・支給権を侵害する生活保護法の改悪を食い止める取り組みにしたいと思います。

どこまでいじめる 母子家庭 2人の子は重複障害



役所から届いた生活保護基準引き下げの文書を見る母子家庭の女性=神奈川県横浜市

「役所に電話をして聞いたら、8月から月6580円引かれると言われました。ショックでしたよ」。神奈川県横浜市の公営住宅で暮らす母子家庭の母親(39)は肩を落します。糖尿病で手足がしびれ、「ときどき感覚がなくなり、2~3日続く」と言います。包丁や箸が持てないことも。網膜症で、近づかないと人の区別が付きません。医師からは就労を止められています。 子ども2人は重複障害があります。妹(15)は自動車や人の声でパニックになるため、ヘッドホンやイヤーマフ(防音用耳あて)をつけて通学。危ないで母親が付き添います。姉(20)は作業所に

通っていますが、わずかな給与も収入認定され、その分、生活保護費が削られます。 電気代を節約するため、「家の明かりはテレビ以外つけない」と言います。「明るいうちに食事をつくって、食べるときだけ明かりをつけて、終わったら消します」と母親。「エアコンも使っていません。扇風機で耐えています」 夏休み中は子どもの弁当代、姉妹の通うデイサービスのおやつ代やプール代など、出費がかさみます。妹の就職に備えた施設見学も自費です。 「今でももう限界。政府はどうして私たちをいじめるのか」